令和８年度
宮島国有林修景伐事業

閲　覧　図　書

添付書類

1　入札者注意書
2　請負契約書（案）
3　現況写真
4　現場説明会集合場所位置図

近畿中国森林管理局
広島森林管理署

（物品・役務）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
2　入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3　入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4　入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。

5　入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6　入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
7　本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8　入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
9　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
（１）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書。
（２）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書。
（３）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
（４）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
（５）委任状を持参しない代理人のした入札書。
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
（７）入札金額の記載を訂正した入札書。
（８）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書。
（９）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書。
（10）明らかに連合によると認められる入札書。
（11）同一事項の入札について、入札者が２通以上なした入札書。
（12）入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７８条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
（13）国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
（14）入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
（15）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
（16）その他入札に関する条件に違反した入札。

10　一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
11　開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
12　開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
13　開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
14　予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
（１）予定価格が１千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
（２）（１）の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
（３）（１）により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
（４）（１）の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
15　落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者）が２人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
　なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
16　契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
17　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていないない場合は落札金額（入札書に記載した金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
18　入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
19　入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20　このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

修景伐事業請負契約書（案）

1 事　業　名　　宮島国有林修景伐事業

2 事業場所　　別紙図面のとおり

3 事　業　量　　別紙事業内訳書のとおり

4 事業期間　　契約締結の翌日から令和９年２月２６日

5 請負金額　　￥　　．－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）
￥　　．－）

6 選択条項　　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払い	分の　以内	第35条第１項
×	中間前金払い		第35条第４項
×	部分払い	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7　特約事項
（１）請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
（２）伐倒木等の持ち出しは禁止する。
（３）暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和８年１０月１６日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には,請負者は,別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　日

発注者　　広島県広島市中区吉島東３丁目２－５１
分任支出負担行為担当官
広島森林管理署長　　石原　敬史　　印

請負者

印

［注］請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（別紙）

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕　　様　　書

（総則）

1　本作業実施に当たっては、信義に従って誠実に作業を履行し、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。

2　本作業仕様書及び図面に疑義あるときは、監督職員の判定によるものとする。

3　作業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い違反しないこと。

4　作業地の災害防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。

5　本作業終了に際しては監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。

（処理対象木の表示等）

6　対象木はテープにより印付けまたは区域表示している。

（伐倒整理・林内整備作業）

7　伐倒整理は、原則吊し伐りとする。やむを得ない場合は、監督職員と協議し、かかり木とならないよう完全に伐倒するとともに残存木の被害防止に万全を期すこと。

8　伐倒の方向は安全な方向とし、民地への落下防止のためロープ等を用い被害防止に努めること。

9　民地に所在する施設を破損等させることのないようにすること。

10　作業内訳書の材積と実材積に差が生じた場合でも変更契約は行わないものとする。

11　伐倒木等については林内の安定した箇所に棚積みし落下防止措置を講じること。

（その他）

12　作業前中後の定点写真を撮影し、事業終了後整理して提出すること。

13　高所作業に当たっては、フルハーネス型の墜落制止用器具等を使用し安全確保に努めること。

14　本作業について作業地周辺の住居へ作業内容等を記載した文書を配布し、住民に周知すること。

15　本作業について作業地周辺の住民から作業内容等について説明を求められた際は、監督職員に報告のうえ、誠意を持って対応すること。

16　本作業を行うに当たって民地を使用する必要がある場合には、請負者において対応するものとし、監督職員へも対応内容を報告すること。

17　作業実施にあたり道路占有許可等を得る必要がある場合は、請負者の負担で法令等に従い許可を得ること。

18　請負者は請負業者賠償責任保険に加入し、請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。

19　その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

（別紙）

事　業　内　訳　書

（№1）

記番	国有林	林小班	作業種	数量	材積（㎥）	樹種	直径（cm）	樹高（m）	単材積（㎥）	備考
1	宮島	８３ろ	伐倒整理（林内存置）	36本	5.46㎥	ヤマモモ	32	16	0.53	
						シロダモ	22	16	0.28	
						シロダモ	20	16	0.23	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	18	16	0.19	
						シロダモ	10	10	0.04	
						シロダモ	12	10	0.06	
						シロダモ	28	16	0.42	
						シロダモ	12	8	0.05	
						シロダモ	22	17	0.30	
						シロダモ	16	15	0.14	
						シロダモ	12	12	0.07	
						シロダモ	14	12	0.09	
						シロダモ	10	10	0.04	
						シロダモ	12	12	0.07	
						シロダモ	10	9	0.04	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	10	7	0.03	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	12	10	0.06	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	10	8	0.03	
						サカキ	18	16	0.19	
						シロダモ	28	18	0.48	
						カラスザンショウ	24	17	0.34	
						クスノキ	10	10	0.04	
						クスノキ	12	10	0.06	
						シロダモ	14	11	0.08	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	12	10	0.06	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	10	8	0.03	
						シロダモ	12	12	0.07	
						ソヨゴ	18	14	0.17	
						シラカシ	44	18	1.06	
						ヤマモモ	10	7	0.03	

（別紙）

事　業　内　訳　書

（№2）

記番	国有林	林小班	作業種	数量	材積（㎥）	樹種	直径（cm）	樹高（m）	単材積（㎥）	備考
2	宮島	８３に	伐倒整理（林内存置）	1本	1.19㎥	アカマツ山陽	48	16	1.19	枯損木
合計：伐倒整理（林内存置）				37本	6.65㎥					

宮島国有林修景伐事業
位置図

縮尺１／20,000

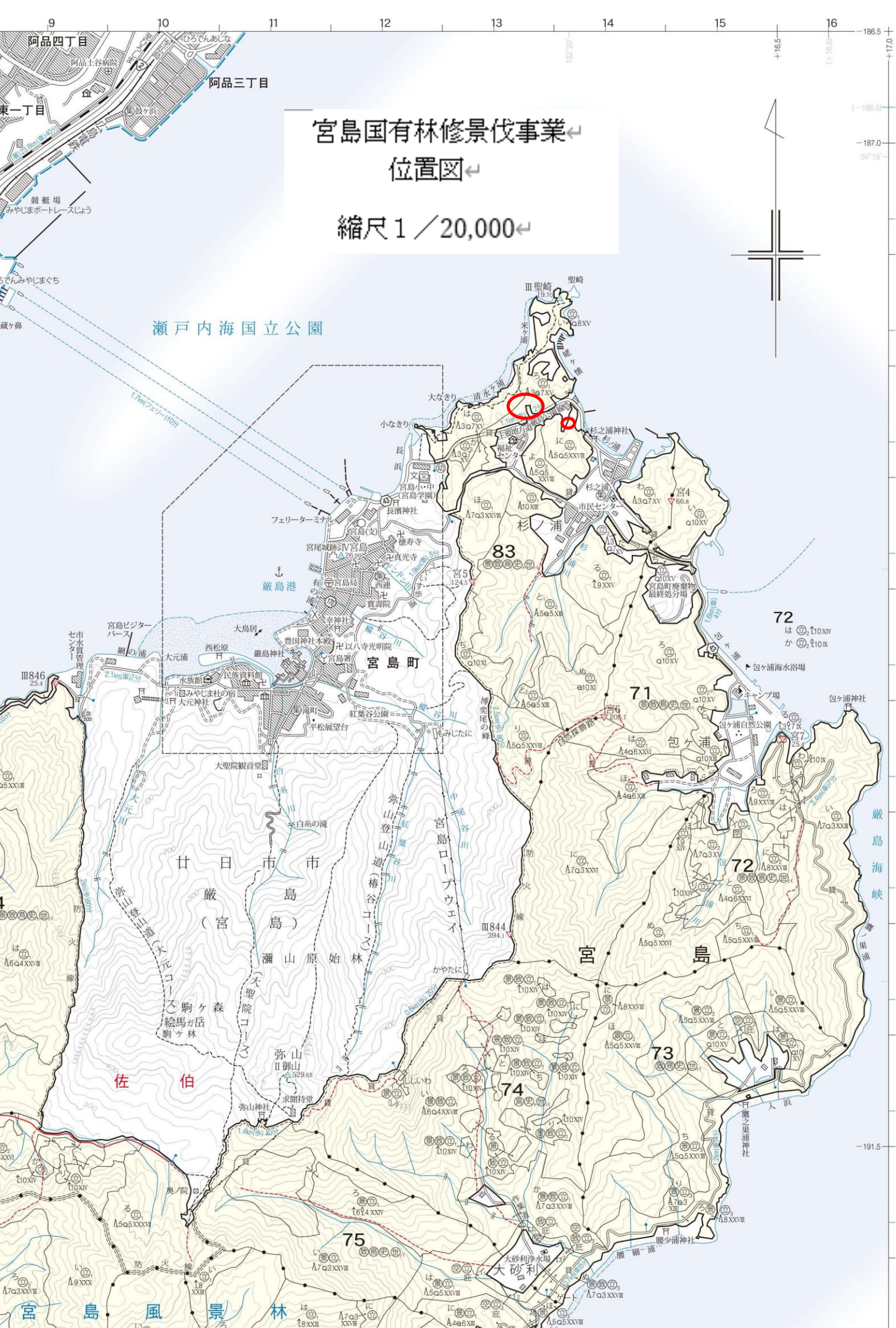

宮島国有林修景伐事業
位置図
縮尺1:5000
83ろ林小班

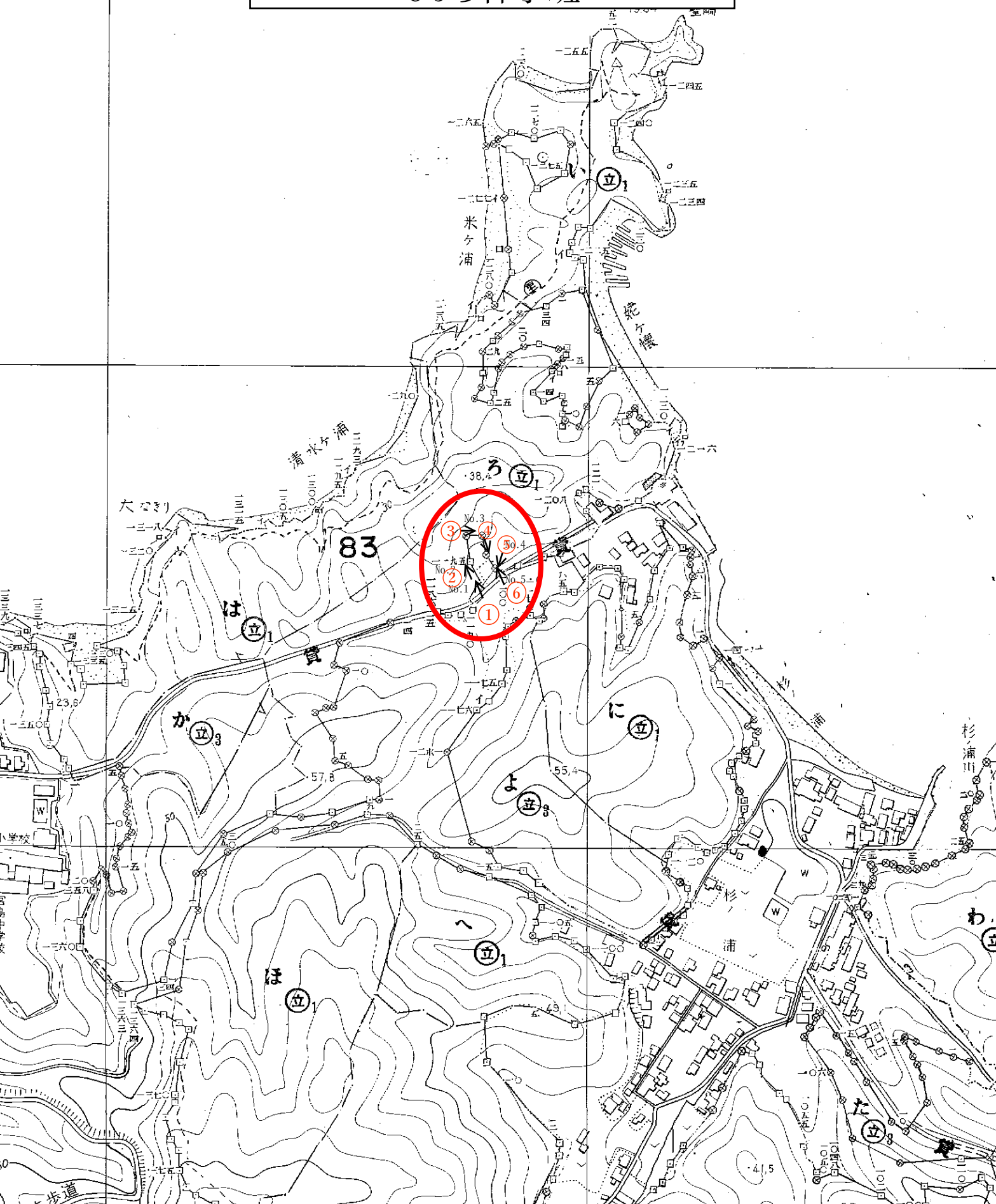

No.1

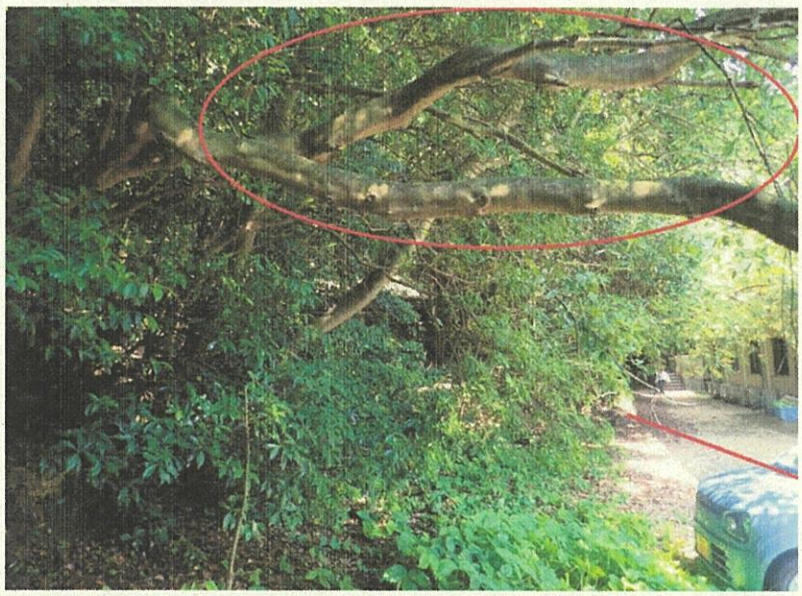

図面番号

宮島国有林83ろ林小班

危険木

No.2

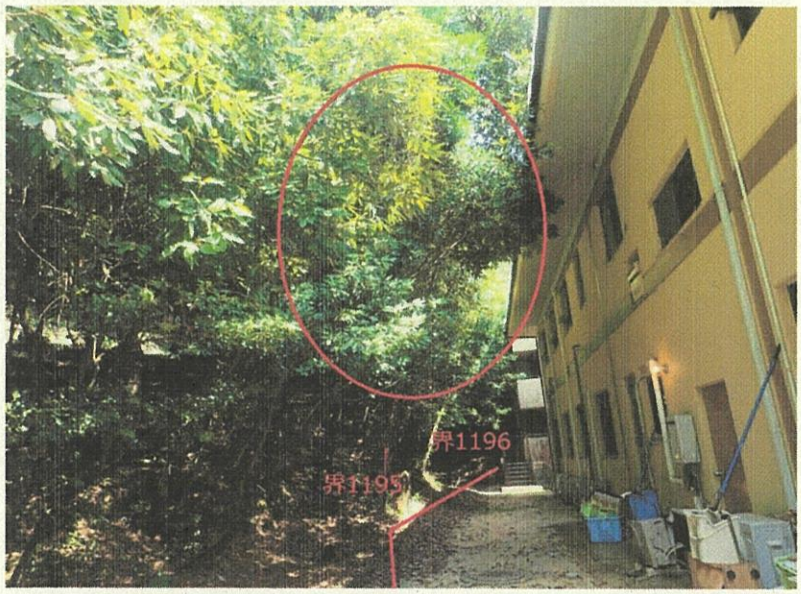

図面番号

宮島国有林83ろ林小班

危険木

No.3

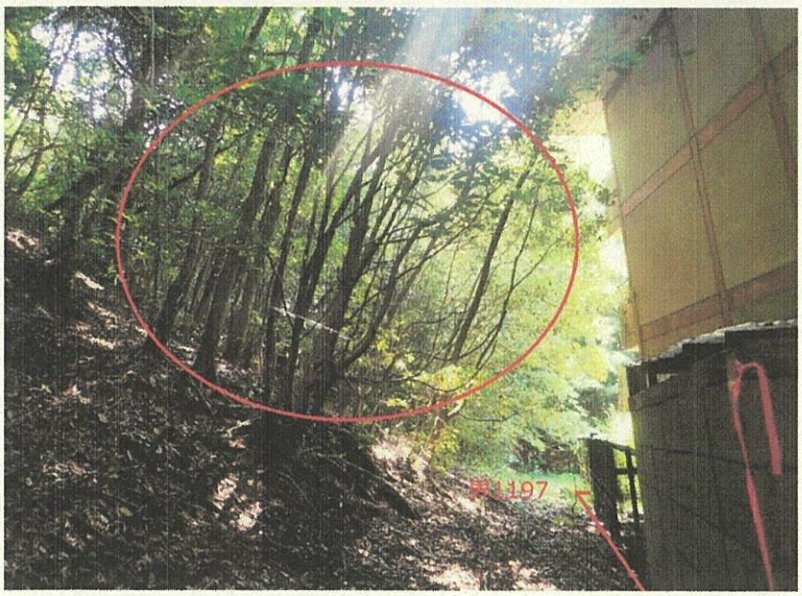

図面番号

宮島国有林83ろ林小班

危険木

No.4

図面番号

宮島国有林83ろ林小班

危険木

No.5

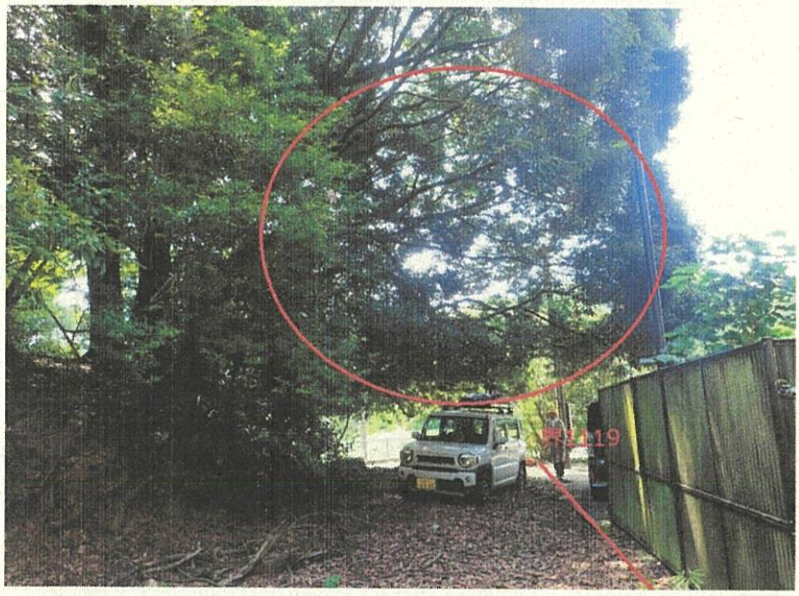

図面番号

宮島国有林83ろ林小班

危険木

No.6

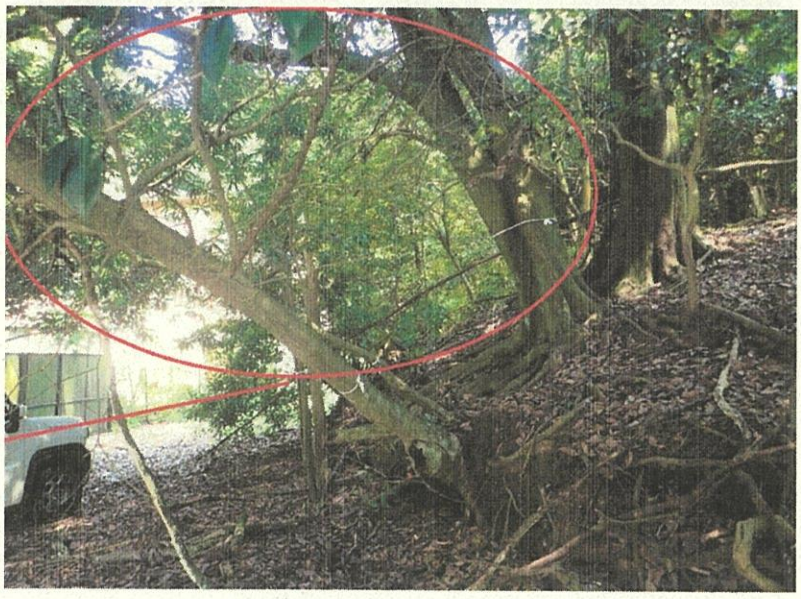

図面番号

宮島国有林83ろ林小班

危険木

宮島国有林修景伐事業
位置図
縮尺1:5000
83に林小班

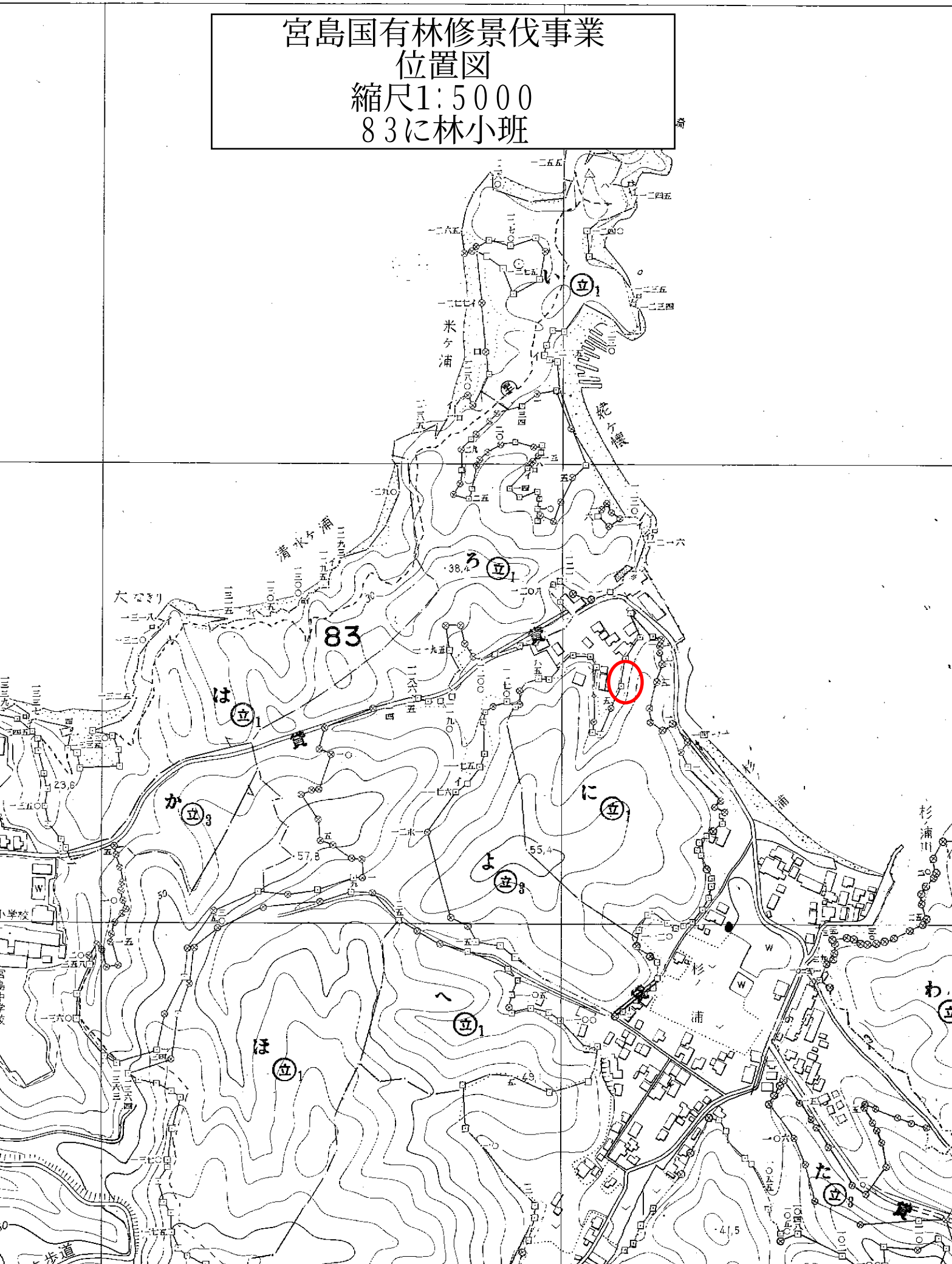

図面番号

危険木

宮島83に林小班

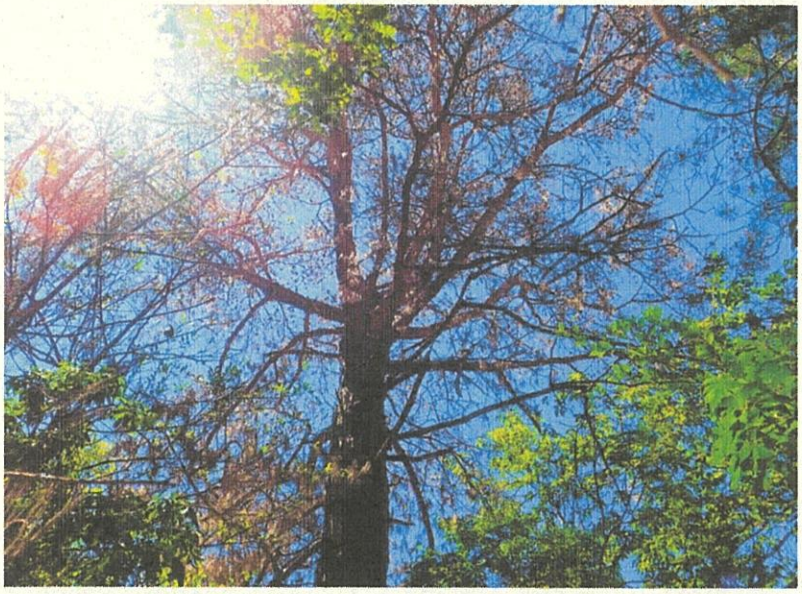

図面番号

図面番号

図面番号

48cm

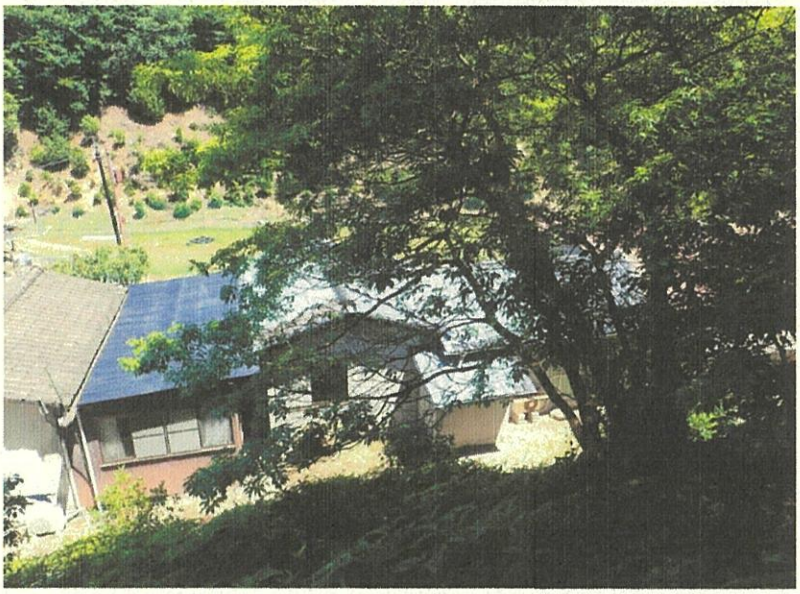

図面番号

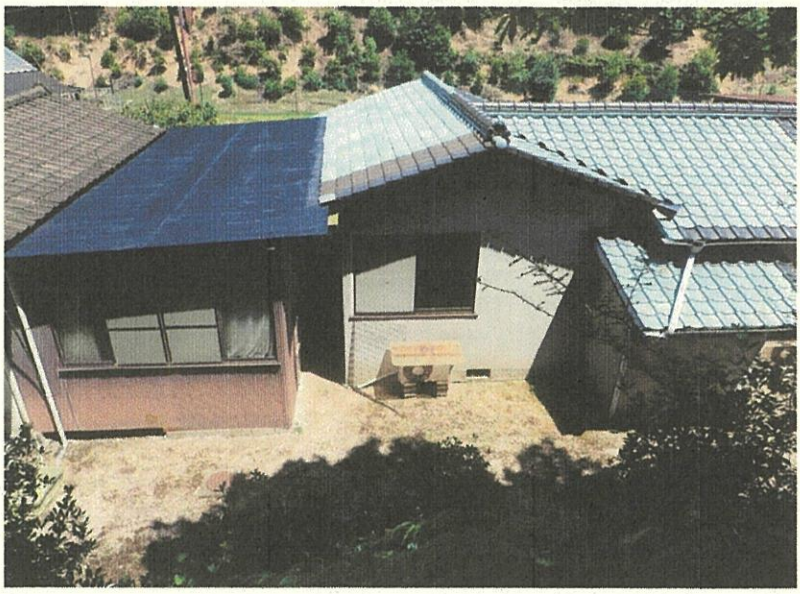

図面番号

宮島国有林修景伐事業
現場説明会集合場所
位置図
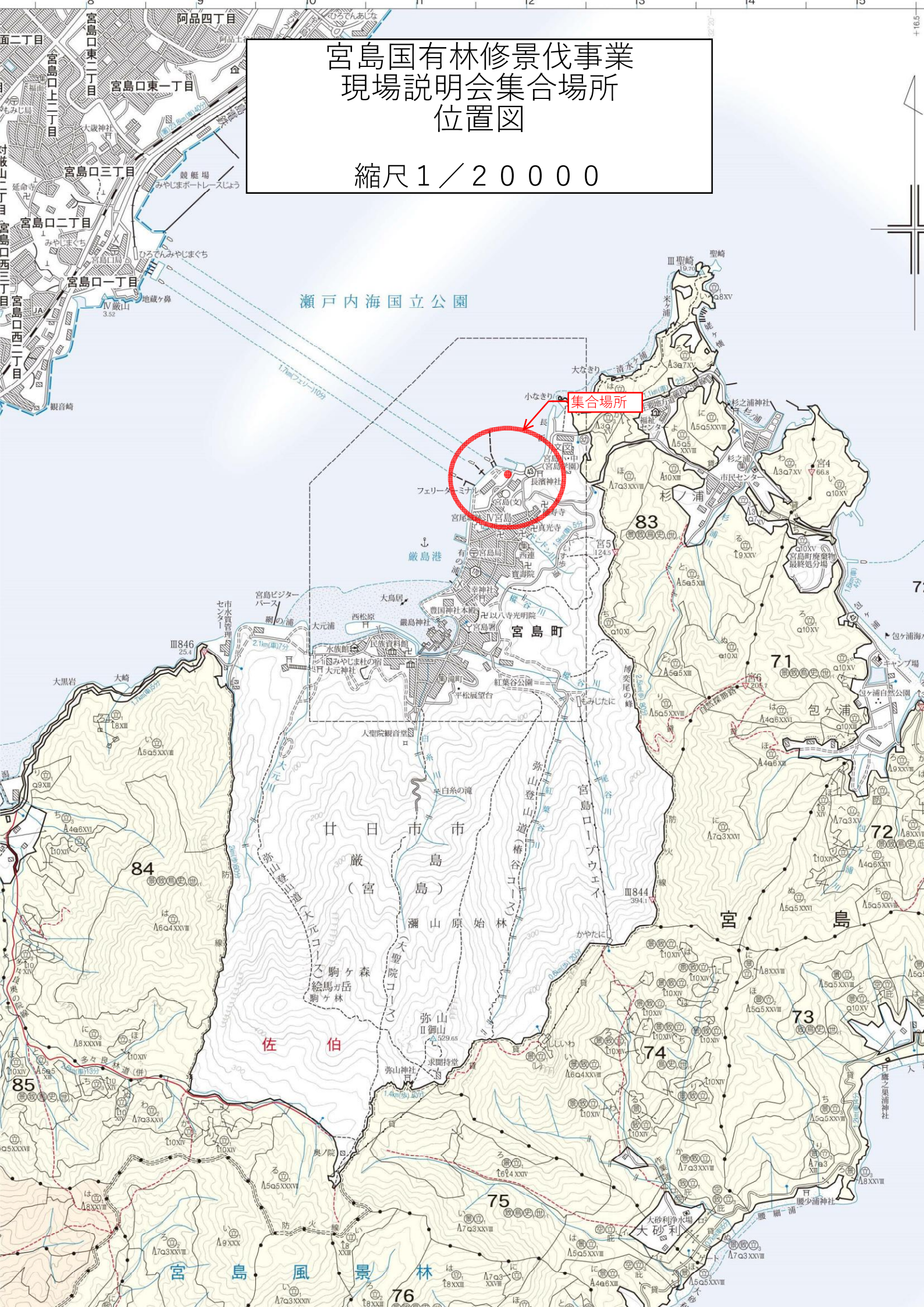
縮尺１／２００００